

佐賀県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十四年十二月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

嬉野市塩田町大字谷所字上北山乙四八三、乙四九二の三、乙四九四の二、乙四九四の三、乙四九五、乙四九六、乙四九八から乙五〇〇まで、乙五〇二、乙五〇三の三、乙五〇四、乙五〇六の三、乙五〇六の五から乙五〇六の九まで、乙五〇六の一、乙五〇六の一四、乙五〇八、乙五〇九の一、乙五一〇、乙五一二、乙五一四の一、乙五一四の二、乙五一八、乙五二三、乙五二四の一、乙五二四の二、乙五二五の一、乙五二五の三、乙五二六の一、乙五二八の一、乙五二八の二、乙五二九の一、乙五四二の一、乙五四三、乙五五九、乙五七二、乙五七四の一、乙五七四の二、乙五七四の四、乙五七四の五、乙五七五の一、乙五七五の二、乙五七六の一、乙五七六の二、乙五七六の六、乙五七九、乙五八一、乙五八四、乙五八六の一、乙五八七、乙五八八

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。）